

第6期 雲南市農業委員会第30回総会議事録

1. 日 時 令和元年12月17日(火) 14:00～15:00

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(19名)

1番 錦織 邦男	2番 高田 耕	3番 竹内 勉	4番 奥田 武
5番 神田 邦昭	6番 小山 益男	7番 山本 裕子	8番 吉廣 丈晴
9番 佐藤 博子	10番 三原 治雄	11番 吾郷 正司	12番 高橋美佐子
13番 橋本 博	14番 三島 輝昭	15番 柳原 昌広	16番 嘉本 輝雄
17番 山本 博子	18番 内部 武雄	19番 加藤 一郎	

4. 欠席委員(0名)

5. 事務局又は説明者	統括監 日野 誠	事務局長 奥井健次	統括主幹 白築 香
	主 幹 土江慶彦	主 幹 錦織研吾	

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第198号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第199号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第200号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第201号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第202号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
- ・議第203号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第204号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。
議 長	ただ今の出席委員は、19名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第30回総会を開会いたします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
議 長	<p>日程第1．議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、5番神田邦昭委員、6番小山益男委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2．諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前を告げられてからお願いいたします。質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	<p>日程第3．議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第198号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第198号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。11ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外3筆、地目は〇〇△△-△、△△-△、△△-△は登記簿田、△△-△は登記簿畑、現況すべて荒廃農地、面積は合計2,781㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、相当以前より耕作しておらず灌木類も生育し山林原野化してしまった。ということです。令和元年12月4日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>（確認委員、補足説明なし）</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第198号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第198号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に、議第199号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書12ページ、議第199号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。13ページをご覧ください。図面については6ページから掲載しています。 今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇地区です。 番号1番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑1筆、関係者は1名で面積は568㎡です。令和元年11月29日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 番号2番～6番、〇〇町〇〇地区については、地目は田5筆の合計5筆、関係者は3名で合計面積は1,718㎡です。令和元年11月28日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 すべての地区の合計は、地目が田5筆、畑1筆の合計6筆、関係者は4名で合計面積は2,286㎡です。 非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。 以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 (確認委員、補足説明なし)
議 長	ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第199号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第199号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。
議 長	次に、議第200号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書 14 ページ、議第 200 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今回 4 件の申請が出ております。議案書 15 ページをご覧ください。図面資料は 11 ページとなります。</p> <p>申請番号 1 番。〇〇町〇〇△△-△外 6 筆。地目は登記簿現況ともに田が 3 筆、登記簿現況ともに畑が 4 筆で、合計面積は 2, 520 m²です。</p> <p>権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は〇〇県〇〇市の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難になったため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号 2 番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は 480 m²です。権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、兼業による経営規模縮小による。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号 3 番。〇〇町〇〇△△-△外 1 筆。地目は登記簿現況ともに田が 1 筆、登記簿現況ともに畑が 1 筆で、合計面積は 2, 509 m²です。</p> <p>権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、譲受人の希望による。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を行う。ということです。土地代は無償。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 4 番。〇〇町〇〇△△-△外 20 筆。地目は登記簿現況ともに田が 9 筆、登記簿現況ともに畑が 12 筆で、合計面積は 14, 014 m²です。</p> <p>権利の種別は 3 条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため、後継者に貸し付ける。ということです。借受人は息子さんの△△△△さん。申請事由は、申請地を借り受け、農業経営を主宰する。ということです。農業者年金受給者で、今回再設定されるものです。</p> <p>確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
1 番	はい。
議 長	はいどうぞ。
1 番	1 番〇〇です。申請番号 3 番について、譲受人の経営面積が 0 となっていますが、おじおいの関係であり、何年も前から△△さんの方が、実質、草刈り・水管理・消毒なんかを担っておられて、田植え・稲刈り・乾燥調製などは全て受託組織に任せておられるわけで

発信者	議 事 録 要 旨
1 番	すけれども、おとし〇〇町の農地取得の下限面積が、30a から20a に変わったという ことがあり、今回25a、下限面積を超えているということで取得に至ったということ でございます。おじおいの関係でもあり、無償による移転となったところでござい ます。よろしくお願ひします。
議 長	他にございますか。
2 番	はい。いいですか。
議 長	はいどうぞ。
2 番	2番〇〇です。番号は1番2番なんですが、備考欄に無償となっており、〇〇推進委員 に無償の理由を聞いてみたんですが、1番の方は親戚関係ということで、実質□□さんは こちらに住んでおられないことから、親戚の△△さんに渡して作っていただくというこ とです。2番であります。□□さんから△△さんということですが、実質ですね、 畑としていとうり等々△△さんの方が世話をやいていたということで今回譲渡となつた ところ。〇〇町の下限面積は30a ですが、ご覧のとおり2反7畝ちょいですが、 皆さんご案内のとおり、農地法第2項の第5号にですね、取得後の面積というふう に規定がされていますので、これを足していただきますと30a をオーバーするとい うことで、譲渡に至ったということ。以上です。
議 長	はい、他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました が、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はござい ませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第200号農地法第3条の規定による許可申 請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第200号農地法第3条の規定による許可申請につ いては、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議第201号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務 局より説明を求めます。
事務局	議案書19ページ、議第201号農地法第4条の規定による許可申請について、提出の あった案件について説明をいたします。20ページをご覧ください。 図面は、26ページから掲載していますので一緒にご覧ください。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は83㎡で す。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地拡張で個人住宅1棟を建築さ れます。 転用理由は、自宅を増築するにあたり、申請地を建物敷地の一部及び庭として利用した い。とのこと。始末書が提出されており、平成18年に隣接地の母屋を増設したと ころ、その一部が当該申請地に越境していた。とのこと。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>農用地区域外で確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外7筆。地目は、△△-△、△△-△、△△-△は登記簿・現況ともに畑、△△-△、△△-△、△△-△は登記簿・現況ともに田、△△-△のAは登記簿が田、現況が畑、△△-△は登記簿が畑、現況が田で申請面積は合計6,591㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は植林で杉500本を植えられます。</p> <p>転用理由は、申請地は水はけが悪く獣害の被害も多々あり、また自宅から遠く離れていて耕作維持が困難である。そのため、周辺が山林であり農道に接した土地で管理もしやすい申請地に植林をしたい。とのことです。</p> <p>農用地区域外で確認は〇〇委員さんと〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから、第2種農地と判断致しました。</p> <p>許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
13番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はいどうぞ。</p>
13番	<p>13番〇〇です。申請番号1番の□□さんの件ですが、始末書が出ておりますので、読み上げたいと思います。</p> <p>農地法第4条の規定により申請いたします土地は、地籍調査当時には畑の法面部分でしたが、山水の流出により徐々に崩壊していたため、平成初期に法止めブロックを施工して、宅地平に整地し、農業用の小屋を建築しておりました。その後、平成18年に隣地上の母屋を増築しましたが、此度測量したところ、建物の一部が申請土地に越境していることが判明いたしました。法止め工事により畑と宅地の境界が年数を経つにつれ不明確になり、結果として農地の一部を宅地として利用しておりました。存外のこととはいえ、長期間無断転用しておりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことがないように留意いたしますので、何卒ひとつご寛容なるご処置を賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>令和元年11月13日、□□さん。ということで、どうかよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、他に補足説明はございませんか。</p>
11番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はいどうぞ。</p>
11番	<p>11番〇〇でございます。番号2番の□□さんの件でございますが、さきほど事務局の方から説明がございましたが、今の状態ですととても荒廃してしまってどうにもならない、ということで、植林をして整備をしたいという考えでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第201号農地法第4条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である申請番号1番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第201号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番について、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号2番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第201号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号2番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第202号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを議題とします。なお、本案件と議第203号農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番は関連する案件でございます。よって、議第203号の番号1番を併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしということですので、議第203号の番号1番を併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書21ページ、議第202号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてと、関連案件となります。議題203号農地法第5条の規定による許可申請についての議案書24ページ申請番号1番について説明します。</p> <p>まず、議案書22ページの申請番号1番をご覧ください。図面資料は37ページとなります。まずは、過去の状況について説明します。</p> <p>申請地の〇〇町〇〇△△-△は、平成3年7月1日の国土調査により△△-△から分筆されたものです。もともとの△△-△は、国土調査前の平成3年1月23日に農地法第5条の規定による許可を受けており、転用目的は車庫・物置の建設でした。</p> <p>平成3年1月の転用許可により、車庫・物置を建設されましたが、先ほども説明しましたとおり、平成3年7月1日の国土調査により△△-△は車庫・物置があったため宅地で登記され、△△-△は畑で登記され、今に至っております。</p> <p>畑として登記された△△-△については、土地所有者の□□□□さんが施設入所中ということもあり、今後もこの土地を転用する計画はないことから、この度、息子さんが承継者として事業計画の変更を申請されました。</p> <p>次に、事業計画の変更に伴う議案書24ページの申請番号1番の説明をします。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は息子さんの</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>△△△△さんです。転用目的は個人住宅で、個人住宅1棟を建築されます。 土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。 農業振興地域外で、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>以上、本案件は、当初の許可の取り消し処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用される見込みがなく、許可目的達成が困難になったことが当初の転用事業者の故意または重大な過失によるものではなく、転用事業内容も同等であり、変更後の転用事業計画の実施も確実であると認められ、周辺地域における農業等に及ぼす影響もなく、変更後の転用事業が農地転用の許可基準に照らし、許可相当であると認められると判断し、承認要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上、転用事業者の変更及び農地法第5条の規定による許可申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(確認委員、補足説明なし)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第203号の番号1番は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。議第202号は申請のとおり承認することに、また、議第203号の番号1番は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第202号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については申請のとおり承認することに、議第203号農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第203号農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番以外の案件についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書23ページ、議第203号農地法第5条の規定による許可申請についての申請番号2番について説明します。議案書24ページをご覧ください。図面資料は42ページとなります。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿畑、現況宅地で、面積は99㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、宅地拡張で、庭を整備されます。</p> <p>転用理由は、庭として利用するため。ということです。</p> <p>始末書が提出されており、昭和41年頃、譲受人(△△△△)の父と譲渡人(□□□□)の父との間で売買したが、農地法上の手続きを怠っていた。ということです。</p> <p>土地代は無償。確認は〇〇委員さんです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>農用地区域外で農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>以上について、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
4 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、お願いします。</p>
4 番	<p>4番〇〇です。申請番号2番について、始末書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。</p> <p>昭和41年頃、△△△△氏の父と父□□との間で〇〇△△-△の畑を売買しましたが、農地法上の手続きを怠っていました。ということで、弁明の始末書が出ております。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第203号農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番以外の案件は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第203号農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番以外の案件は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第204号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書25ページ、議第204号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。議案書26ページをご覧ください。</p> <p>今回の設定件数は18件。内訳は〇〇町6件、〇〇町5件、〇〇町2件、〇〇町3件、〇〇町1件、〇〇町1件です。</p> <p>借り受け戸数は13戸となります。新規設定5件、再設定13件です。</p> <p>中間管理機構が借り受けるものは、議案書32ページの〇〇町分の番号17番となります。中間管理機構からの転貸予定先は、(農)〇〇さんです。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。14時50分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>・・・ (休憩) ・・・ (協議：〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町)</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど休憩中にご協議いただいた結果を各町より発表していただきます。〇〇町より順次発表願います。</p>
7 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
7 番	<p>7番〇〇です。〇〇町からの申し出は、6件ありまして、そのうち4件が再設定、2件が新規となっていますが、この2件の新規というのは、隣接した田んぼであり、続けて耕作されるということで、〇〇町は妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>次に、〇〇町お願いします。</p>
1 6 番	<p>1 6 番〇〇です。〇〇町5件ありますけれども、4件が再設定、1件だけ新たにということですが、最適化推進委員の方が新たに利用権を設定するということですが、大丈夫だと判断いたしましたのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>次に、〇〇町お願いします。</p>
1 7 番	<p>1 7 番〇〇です。〇〇町申請番号1 2 番1 3 番の2件です。再設定、妥当と判断いたしましたので審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>次に、〇〇町お願いします。</p>
4 番	<p>4番〇〇です。1 4 番1 6 番の2件につきましては、再設定ということで適切と判断いたします。1 5 番につきましては、新規ですが、宅地周辺の農地を借り受けて拡大耕作するということですので、適切と判断しております。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>次に、〇〇町お願いします。</p>
1 番	<p>1 番〇〇です。〇〇町は申請番号1 7 番、公社経営・法人〇〇ということで1件ございます。妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>次に、〇〇町お願いします。</p>
1 1 番	<p>1 1 番〇〇です。番号1 8 番の案件でございますが、利用権の再設定ということで妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第2 0 4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第2 0 4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として、市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(15:00終了)

9. その他事項等

発信者	そ の 他 事 項 等
事務局	<p>※その他事項について</p> <p>(1) 雲南市農業委員会の委員募集要項及び農地利用最適化推進委員募集要項について</p> <p>(2) 農業者年金加入推進対策会議及び令和元年度年末意見交換会について</p> <p>(3) その他</p>
事務局	<p>※第31回総会開催日程等について</p> <p>○ 年明け、令和2年1月の第31回総会は、1月23日(木)午後1時30分より、市役所3階・301会議室で開催します。</p>
事務局	<p>※それでは、総会については、これにて全ての日程を終了いたしますが、この後、この会場で、農業者年金加入推進対策会議を行います。会場のレイアウト変更を行いますので、あの時計で、15時30分より開催しますので、暫時休憩といたします。お疲れ様でございました。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____